

議案第 75 号

桐生地域医療組合規約の変更に関する協議について

桐生地域医療組合規約(平成 19 年群馬県指令市第 206-41 号)の変更について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり関係市において協議のうえ定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生地域医療企業団規約

桐生地域医療組合規約(平成 19 年群馬県指令市第 206-41 号)の全部を変更する。

(企業団の名称)

第 1 条 この企業団は、桐生地域医療企業団(以下「企業団」という。)という。

(企業団の構成団体)

第 2 条 企業団は、桐生市及びみどり市(以下「構成市」という。)をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第 3 条 企業団は、桐生厚生総合病院の設置及び管理に関する事務を共同処理する。

(地方公営企業法の適用)

第 4 条 企業団が経営する病院事業に地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の全部を適用する。

(企業団の事務所の位置)

第 5 条 企業団の事務所は、桐生市織姫町 6 番 3 号桐生厚生総合病院内に置く。

(企業団の議会の組織)

第 6 条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は 13 人とし、次の区分により選出する。

(1) 桐生市 9 人

(2) みどり市 4 人

(企業団議員の選挙の方法)

第 7 条 企業団議員は、構成市の議会において、当該議会の議員及び当該議会の議員の選挙権を有する者のうちから選挙する。

2 前項の選挙が終わったときは、構成市の長は直ちにその結果を企業団の企業長に通知しなければならない。

(企業団議員の任期)

第 8 条 企業団議員の任期は、構成市の議会の議員の任期とする。

(補欠選挙)

第 9 条 企業団議員に欠員を生じたときは、当該企業団議員の属していた構成市の議会において、補欠選挙を行わなければならない。

2 第 7 条第 2 項の規定は、前項の選挙について準用する。

(議会の議長及び副議長)

第 10 条 議会は、企業団議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

(企業長及び副企業長)

第 11 条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、構成市の長が共同して任命する。

3 企業長は、必要と認めたときは、構成市の長の承認を得て、副企業長を任命することができる。

4 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故あるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 企業長及び副企業長の任期は、4 年とする。

(職員)

第 12 条 企業団に職員を置き、企業長が任免する。

2 職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第 13 条 企業団に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、企業長が、企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、企業団の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び企業団議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とし、企業団議員のうちから選任される者にあつては企業団議員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(企業団経費の支弁の方法)

第 14 条 企業団の経費は、企業団の事業から生ずる収入、構成市の負担金、財産から生ずる収入、補助金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金のうち、構成市の負担金に係る分賦割合は、次により算出するものとする。

(1) 直近 3 か年の構成市住民の利用によるもの 100 分の 80

(2) 前年度 10 月 1 日現在の群馬県移動人口調査による構成市人口によるもの 100 分の 20

(開設者協議会の設置)

第 15 条 企業団の経営方針、その他重要な運営事項について協議するため、桐生地域医療企業団開設者協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織、運営その他必要な事項は、企業長が定める。

(委任)

第 16 条 法令及びこの規約に定めるもののほか、企業団の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約施行の際、変更前の規約第6条の規定に基づき、選挙され議員の職にある者については、変更後の規約第7条の規定により選挙された議員とみなす。
- 3 この規約施行の際、変更前の規約第9条の規定に基づき、組合の職員として任命された者については、変更後の規約第12条の規定により任命された職員とみなす。
- 4 この規約施行の際、変更前の規約第10条の規定に基づき、監査委員の職にある者については、変更後の規約第13条の規定により選任された監査委員とみなす。
- 5 この規約施行の際、変更前の規約第11条の規定に基づき定められた分賦金の額等については、変更後の規約第14条の規定により定められたものとみなす。

議 案 説 明

議案第 75 号 桐生地域医療組合規約の変更に関する協議について

桐生地域医療組合が地方公営企業法の全部を適用することに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。